

〔基準 9 管理運営・財務〕

A 管理運営

1 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、医学一般及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育研究を行うことはもとより、産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健技術者の養成に寄与することを目的及び使命として設置された大学である。

本学では、設置目的を円滑かつ効率的に達成するため、理事会・評議員会で承認された第 2 次中期計画及び各年度の事業計画を策定し、大学ホームページ及び大学ニュースで大学構成員への周知を図っている。

この第 2 次中期計画では、a 質の高い教育研究の体制を確立すること、b 産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図ること、c 大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与すること、d 急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進すること、e 自己点検・評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させることなど目的大学としての本学の進むべき方向が具体的に示されている。

本学の意思決定を行うプロセスについては、教学は各種委員会・会議の審議を経て各教授会で審議を行い、大学運営会議で調整される。法人は、各種委員会で審議の後、常勤役員会で審議される。教学及び法人で審議された議題のうち、その内容に応じて全体で審議が必要なものは、学内役員会において決定される。学内役員会は、法人と教学間の運営を円滑に行い、連絡調整を図る機能を果たしている。

また、当該議題が大学運営に係る重要事項の場合は、原則として年 2 回開催される理事会・評議員会において決定されている。

なお、各会議等における審議内容、議決方法等は個別の規程等で定めている。

教学組織においては、教育・研究・診療等に関して、理事及び評議員でもある学長が大学組織の長として、教授会等を通じて権限を行使し、責任を負っている。また、理事及び評議員でもある副学長（病院長）が学長の職務を補佐し、各教授会や各組織体の調整機関として、各組織体の責任者で構成される大学運営会議が機能している。

法人組織においては、主に経営・管理運営に関して、理事会が最終的な権限と責任を有しているが、日常的事項については、理事長の下、規程に基づき専務理事及び常務理事が所掌業務を担当している。

本学には医学部、産業保健学部、産業生態科学研究所に教授会があり、学長、副学長、教授によって構成されている。そのうち医学部教授会及び産業保健学部教授会は「産業医科大学学則」に規定される審議事項の審議を行い、医学部又は産業保健学部の教育研究における審議機関となっている。産業生態科学研究所教授会については、「産業医科大学産業生態科学研究所教授会規則」に基づき組織され、教授会規則に規定される審議事項の審議を行い、産業生態科学研究所の教育研究における審議機関となっている。

(資料9 A - 1)、(資料9 A - 2)、(資料9 A - 3)、(資料9 A - 4)、(資料9 A - 5)、(資料9 A - 6)、(9 A - 7)、(資料9 A - 8 第47条)、(資料9 A - 9)

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学では、組織、人事、財務等の諸規程を整備し、その適切な運用に努めているところであり、関係法令の制定、改正時等に遺漏がないよう官報、各省庁等の通知文を関係部署に供覧している。

また、「産業医科大学組織規程」において、学長、学部長・研究科長の職務が、また、「学校法人産業医科大学常勤の理事業務分掌細則」において大学担当常務理事の所掌業務が明記されている。

学長候補者の選考については、産業医科大学学長選考規程に基づき、常勤理事、非常勤理事、各教授会が推薦した教授を構成員とする学長候補者選考協議会を設置し、同協議会で学長候補適任者が選考され、理事会の同意を得て、理事長が任命することとなっている。

さらに、学部長・研究科長等の選考については、産業医科大学組織規程に基づき、当該学部等の教授の中から各教授会等で選出された候補者を、学長の推薦に基づき、理事長が任命することとなっている。

(資料9 A - 6)、(資料9 A - 7)、(資料9 A - 10)、(資料9 A - 11)

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、組織規程に基づき構成しており、各組織の細かい事務分掌を明確に定め、大学業務を支援する組織として、業務を円滑に行うための効率的な組織としている。

平成24年度からは、事務組織をより機能的・効率的な組織とするために、再編・統廃合を行い、8部1所30課・室を5部1所19課・室に改編した。

事務局組織としては、学校法人全体に係る事項を所掌する総務部のほか、経理施設部、大学事務部、病院事務部、若松病院事務部、東京事務所を設置している。

また、産学連携・知的財産に関する事務組織を平成18年度に設置し、卒業生の卒後支援について充実を図るなど、業務内容の多様化にも対応してきている。

事務職員の採用は、幅広く志の有る人材を得るため一般公募を行い、筆記試験、面接試験を実施しており、昇任に際しては、業務評価のほか、一部の役職では小論文、面接試験を実施し、目標レベルに達した職員を登用することとしている。

(資料9 A - 12)

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、平成17年度から職員個々の能力、業績、執務態度を公正に評価し、職員の能力開発、育成等を行うことを目的に人事考課に基づく適正な業務評価を実施している。人事考課の結果は、職員の適正配置、昇任の決定及び研修等に利用するものとしている。

また、SD(スタッフ・ディベロップメント)については、まず、新規採用時に研修

を行い、新任係長や課長代理、課長等管理職などの各階層の研修を行っている。また、情報セキュリティ講習会など個別テーマごとの研修についても実施しており、日本私立医科大学協会等や経営者団体が主催する研修会への参加も積極的に行っている。

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

いずれの事項についても効果が上がっているところであるが、特に効果を上げている要素としては、中期計画で中・長期的な計画を立てて、大学の将来に向けての目標や計画が具体的になり、管理運営方針が明確になっていることが挙げられる。また、毎年、中期計画の項目について進捗状況を検証することで達成度を把握できるため、これらの状況は効果を上げていると考えている。

中期目標・中期計画及び事業計画で定めた各計画の実施・進捗状況について、各年度に自己点検を実施している。また、自己点検をもとに、3年に一度、外部評価委員（名簿は非公表）による第三者評価を受けている。第1次中期目標・中期計画が終了した平成22年度に外部評価委員による第三者評価を受けた。その結果、管理・運営財務に関する事項で特に指摘事項はなかった。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

いずれの事項も効果を上げていることから、今後も引き続き、大学の理念・目的の実現に向けて管理運営方針としての中期計画を明確に定めるとともに、明文化された規程に基づき業務を運営していく。

また、事務職員の意欲・資質の向上の方策を取りつつ、事務組織が十分に機能するよう努めていく。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4 根拠資料

- 資料9 A - 1 第2次中期目標・中期計画（既出 資料1 - 10）
- 資料9 A - 2 平成23年度事業計画、事業報告書（既出 資料1 - 11）
- 資料9 A - 3 学校法人産業医科大学寄附行為
- 資料9 A - 4 学校法人産業医科大学学内役員会規程
- 資料9 A - 5 学校法人産業医科大学意思決定プロセス資料
- 資料9 A - 6 産業医科大学組織規程（既出 資料2 - 11）
- 資料9 A - 7 学校法人産業医科大学常勤の理事業務分掌細則
- 資料9 A - 8 産業医科大学学則（既出 資料1 - 1）

- 資料 9 A - 9 産業医科大学産業生態科学研究所教授会規則（既出 資料 2 - 7）
- 資料 9 A - 10 産業医科大学学長選考規程
- 資料 9 A - 11 医学部長候補者推薦委員会等に関する内規
- 資料 9 A - 12 学校法人 事務局組織図

上記以外の必須提出資料

- 資料 9 A - 13 学校法人産業医科大学理事会名簿
- 資料 9 A - 14 財務計算書類（写）2007（平成 19）～2012（平成 24）年度
- 資料 9 A - 15 財産目録
- 資料 9 A - 16 監査報告書（写）2007（平成 19）～2012（平成 24）年度

〔基準 9 管理運営・財務〕

B 財務

1 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の教育研究経費の財源は、設置目的から厚生労働省からの国庫補助金や学納金で賄われている。平成 10 年度以降は、毎年補助金が削減されていることから、自主的、かつ安定的な大学運営を行うための財政基盤を確立できるように努力している。財政基盤の安定確保を図る方策の一つとして、大学運営基金の計画的な積み立てを行っている。

第 2 次中期計画では、財政基盤の安定化を図ること、外部資金の獲得に関することを掲げている。

外部からの研究費としては、文部科学省の科学研究費助成事業（旧：科学研究費補助金）、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金等の国の競争的資金や、民間企業等からの受託研究費及び奨学寄付金の獲得により、産業医学や産業保健をはじめとしたさまざまな分野での研究活動に寄与している。

平成 23 年度は、文部科学省の科学研究費助成事業（旧：科学研究費補助金）は、195,429 千円、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金等は 67,887 千円、国の競争的資金は 4,650 千円、民間企業等からの受託研究費及び奨学寄付金は、680,093 千円を獲得している。

さらに、文部科学省の大学教育改革の支援事業に対しても積極的に申請を行っており、支援事業にかかる補助金を獲得している。

なお、学校法人（法人全体）の財務状況は、大学基礎データ表（消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）及び貸借対照表関係比率）に示すとおり、全般的に財務指標は改善傾向にあるが、減価償却引当については、開始時期が遅れたため十分な積立ができていない。

（資料 9 B - 1）、（資料 9 B - 2）

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算には、厚生労働省からの補助金を受けた一般会計と補助金に関与しない大学病院特別会計等がある。

予算編成は、総務部から各関連事務部に予算実施計画の作成方針を示し、各関連事務部作成の予算実施計画案を基に総務部が各関連事務部と調整して全体の予算案を作成し、所定の会議を経て、最終決定機関である理事会、評議員会で決定する。

予算執行については、予算を担当する部署において管理会計システムを活用しながら、執行を行っている。

なお、執行額により決裁権者を規定化する等、予算執行の厳格化を図っている。決算の内部監査については、監事（常勤監事 1 名、非常勤監事 1 名）が、決算報告書及び財務諸表等の監査を行い、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。

また、常勤監事は、必要に応じて業務執行状況についても把握している。

さらに、毎年度の予算執行については、年度途中に予算実施計画の見直しを行い、

残りの期間の事業が円滑に遂行できるようにしており、翌年度の予算立案時に、予算執行の効果を分析・検証し、翌年度予算を策定することとしている。また、予算全体については、自主的に各四半期に実施報告書を作成し、補助金にかかる予算に関しては、公益財団法人産業医学振興財団を経由し、主務官庁である厚生労働省に報告し、検証を受けている。

(資料 9 B - 3)

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

いずれの事項についても概ね効果を上げているところであるが、特に外部資金の公募情報を教員に周知徹底し、外部資金の獲得を図るための支援体制・環境整備に努めている。

(2) 改善すべき事項

財務のうち減価償却の積み立てなどについては、なお十分とはいえない状況にある。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

今後も予算編成及び予算執行は適切に実施し、外部資金の獲得についても、引き続き、獲得に向けて努力する。

(2) 改善すべき事項

財政的基盤の確立については、今後さらに努力していきたい。

4 根拠資料

資料 9 B - 1 外部研究資金獲得状況

資料 9 B - 2 平成 23 年度決算の概要について

資料 9 B - 3 学校法人産業医科大学監事監査要綱

上記以外の必須提出資料

資料 9 B - 4 財務計算書類 (写) 2007 (平成 19) ～2012 (平成 24) 年度
(既出 資料 9 A - 14)

資料 9 B - 5 事業報告書 (既出 資料 1 - 11)

資料 9 B - 6 財産目録 (既出 資料 9 A - 15)

資料 9 B - 7 監査報告書 (写) 2007 (平成 19) ～2012 (平成 24) 年度
(既出 資料 9 A - 16)